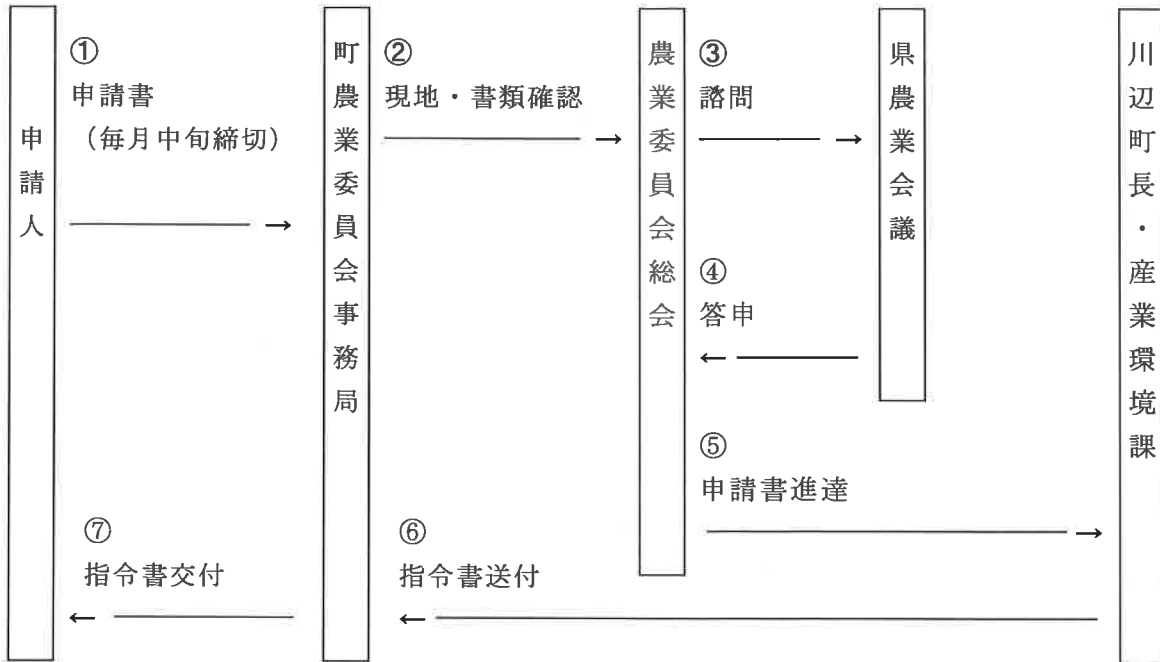


農地法第4条許可申請の許可までの流れ

◎ 農地法第4条許可申請



農地法第4条申請 提出書類（2部提出）

	必要提出書類	申請書	許可書
1	農地法第4条の許可申請書	○	○
2	全部事項証明（原本）【美濃加茂法務局で取得】 （登記簿の記載住所と申請住所が相違する場合は住民票抄本）	○	
3	字絵図の写し等【美濃加茂法務局又は役場税務課で取得】	○	○
4	配置図（縮尺1／500程度）及び排水計画図	○	○
5	平面図（建物の間取りを示した図面）【建築物等がある場合】	○	
6	位置図（住宅地図の写し等）対象地を中心に斜線で表示	○	○
7	誓約書	○	
8	農業委員会委員の確認書	○	
9	隣地承諾書及び造成計画断面図（隣地が農地の場合）	○	
10	土地改良区への転用通知書（土地改良区事務局へ） ※転用する農地が土地改良区の受益地である場合	○	
11	始末書（既に農地以外になっている場合）	○	
12	宅地建物取引免許の写し（建売住宅の場合）	○	
13	法人登記簿謄本及び定款（法人の場合）	○	
14	資金証明（残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し等）	○	
15	代替地位置選定経過書（申請地が第2種農地の場合） 申請地が第2種農地であるか農業委員会に要確認	○	
16	工事完了報告書 ※土地現況確認申請書を提出すれば省略可。ただし、転用目的が「駐車場」「資材置場」「分譲住宅」であるもの及び「一時転用」については、省略不可。	○	

1の申請書がA4の2枚に分かれる場合は、割り印を押印していただきますようお願いします。

誓 約 書

別記土地を転用することについて下記事項を確実に守ることを約束します。

川辺町長 様

平成 年 月 日

住 所

(転用事業者)

氏 名

印

記

1. 農地法により許可を受けた後は申請どおりの目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋立て又は占用するときは、別途町長に、国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続きをおこない、その承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに町長に届出し所定の手続きを了したうえ施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときは、それに対する防除施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。（別途、町県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。）
7. 付近の土地、道路及び水路について、埋立の際及び転用後において土砂の流失、湧水、堆積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、煤煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して道路拡幅の際はその事業に協力すること。
9. その他特約事項
 - ① 農地転用許可後に事業計画を変更し、転用事業を行うこととなったときは、事業変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会を経由して許可権者に提出すること。
 - ② 転用事業完了後において許可にかかる土地をやむを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの制約事項を確実に引き継ぐこと。

土地の表示

川辺町

農 業 委 員 確 認 書

地元農業委員 様

(申請人) 住 所
氏 名

㊟

農地法第4条の規定による許可申請について

上記(申請人)両者の申請に基づき、下記農地につき所有権移転及び農地の潰廃等()の敷地)を目的とする農地法第4条の規定による許可申請書を提出することを確認願います。

記

大 字	字	地 番	地目	地積 (㎡)	潰 廃 目 的			耕 作 者
					住宅敷地	工場	他	

譲受人耕作面積	田 (㎡)	畑 (㎡)	計	農 業 従 事 者	
				男 人	女 人
自作地					
借入地					
貸付地					

上記申請書が提出されることを確認します。

平成 年 月 日

地元農業委員

㊟

隣地承諾書

1. 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
			台帳	現況		

2. 土地の所有者 住所

氏名

印

3. 転用目的

敷地

上記の土地を目的のとおり転用されることを承諾します。

隣接地大字・字・地番	所有者住所	所有者氏名	印

(別記 32) 農地転用許可(承認)後の工事進捗状況・完了報告

年 月 日

川 辺 町 長 様
農業委員会会長 様

住所
氏名 印

許可 進捗状況
農地転用 承認 後の工事 完了 報告について(第 回分)

先に農地法第 条の規定により転用 許可 になりました土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

許可年月日 年 月 日
承認年月日 年 月 日

許可指令番号 岐阜県指令 第 号
承認指令番号 岐阜県指令 第 号

許可
転用 承認 地

事業面積 m²のうち農地 m²

事業目的

建設計画 着工(予定) 年 月 日
完了(予定) 年 月 日

工事進捗状況

(記載注意)

- 1 工事進捗状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。なお、建設工事が当初計画どおり進捗していない場合(遅延及び未着手)には、その理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。
- 2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
- 3 ()内のうち、不要の字句を抹消すること。

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による 許可の申請
届出 にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については、別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

平成 年 月 日

転用組合員 住所

氏名

㊟

転用関係者 住所

氏名

㊟

川辺町木曾川右岸用水土地改良区 理事長 様

記

1. 土地

加茂郡川辺町 大字

字	地番	地目	用途	地積 m ²	転用面積 m ²	転用目的	転用予定日	備考

2. 位置図別紙

3. 農業委員会(県知事)に 転用許可申請書
転用届出書 を提出しようとする日

平成 年 月 日 (予定)

上記確認済

地区総代

㊟

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

地区除外申請書

平成 年 月 日の通知に係る土地につき、平成 年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請します。

平成 年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

㊟

転用関係者 住 所

氏 名

㊟

川辺町木曾川右岸用水土地改良区
理事長 佐藤光宏 様

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

代替地位置選定経過書

1 位置選定条件

--

2 位置選定経過

上記を踏まえ、別紙「名寄帳」及び「位置選定図」のとおり検討した。

番号	大字、字、地番	面積	地目	コメント	検討結果

【留意事項】

※「位置選定図」には原則として住宅地図を使用し、区域を赤線等で囲んで対象番号を記入してください。

※転用事業者、申請地所有者のみでなく、可能な限り他者の所有地も含めて、農地以外も必ず検討してください。

※「名寄帳」は、税務課で発行されたものを使用してください。なお、店舗や工場等、転用の主たる理由が転用事業者の側にある場合は、名寄帳の添付は不要です。